

健発 0123 第 7 号
平成 31 年 1 月 23 日

公益社団法人 日本皮膚科学会 理事長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「免疫アレルギー疾患研究 10 か年戦略」について

「アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年法律第 98 号）」第 10 条に基づく「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成 29 年 3 月 21 日厚生労働省告示第 76 号）」第四（1）においては、「諸問題の解決に向け、疫学研究、基礎研究、治療開発（橋渡し研究の活性化を含む。）及び臨床研究の長期的かつ戦略的な推進が必要である」とされています。

そこで、免疫アレルギー疾患に対して、今後の方向性と具体的な研究事項を明示するため、平成 30 年 7 月より「免疫アレルギー疾患研究戦略検討会」を開催し、3 回にわたり議論を重ね、とりまとめた本検討会報告書を踏まえ、平成 31 年度からの免疫アレルギー疾患研究 10 か年戦略（以下「10 か年戦略」という。）を策定しました。今後、10 か年戦略を基に、免疫アレルギー疾患に対して、安心して生活できる社会の構築の実現に向け、取組を推進していきます。

これを受けて、別紙のとおり都道府県知事宛てに通知したのでご連絡いたします。

貴職におかれましても、本報告書の内容について十分に御了知の上、関係団体及び関係者に対して周知を図っていただきますよう、よろしく願いいたします。

(別紙)

健発 0123 第 6 号
平成 31 年 1 月 23 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「免疫アレルギー疾患研究 10 か年戦略」について

「アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年法律第 98 号）」第 10 条に基づく「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成 29 年 3 月 21 日厚生労働省告示第 76 号）」第四（1）においては、「諸問題の解決に向け、疫学研究、基礎研究、治療開発（橋渡し研究の活性化を含む。）及び臨床研究の長期的かつ戦略的な推進が必要である」とされているところである。

そこで、免疫アレルギー疾患に対して、今後の方向性と具体的な研究事項を明示するため、平成 30 年 7 月より「免疫アレルギー疾患研究戦略検討会」を開催し、3 回にわたり議論を重ね、とりまとめた本検討会報告書を踏まえ、平成 31 年度からの免疫アレルギー疾患研究 10 か年戦略（以下「10 か年戦略」という。）を策定したところである。今後、10 か年戦略を基に、免疫アレルギー疾患に対して、安心して生活できる社会の構築の実現に向け、取組を推進していくこととしている。貴都道府県におかれては、大規模な疫学調査や臨床研究等に協力が求められる、管下の都道府県アレルギー疾患医療拠点病院等へ 10 か年戦略についての周知をよろしく願います。